

発行者情報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の法人単位及び機構法第15条に基づく各勘定に関して記載しています。

< 独立行政法人福祉医療機構 >

法人単位

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	331,280	314,979	286,132	271,937	252,280
経常費用	196,077	200,411	195,464	181,986	175,191
経常利益(又は経常損失)*1	135,202	114,568	90,667	89,951	77,089
臨時損失	7,524	8,079	1,356	10,227	15,503
臨時利益	2,380	327	39,821	1,030	3,443
当期総利益(又は当期総損失)	130,058	106,816	129,189	80,807	65,068
資本金 *2	4,016,552	3,574,171	3,009,462	2,685,297	2,058,178
純資産額 *3	4,105,410	3,641,432	3,090,536	2,763,603	2,115,666
総資産額	7,738,399	7,241,271	6,535,314	6,139,573	5,438,330
自己資本比率 *4	53.05%	50.28%	47.28%	45.01%	38.90%
業務活動によるキャッシュ・フロー	124,485	154,032	151,014	101,916	31,883
投資活動によるキャッシュ・フロー	441,773	129,010	248,271	107,715	302,338
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,490	38,398	118,912	79,593	352,216
現金及び現金同等物の期末残高	149,037	135,661	114,005	28,613	10,619
役員数	277名	263名	257名	264名	257名

平成23年3月31日現在、当機構においては連結の対象となる特定関連会社はありません。

(1) 一般勘定

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	75,022	74,565	69,223	67,104	63,932
経常費用	75,543	74,045	69,223	67,104	63,910
経常利益(又は経常損失)*1	520	519	0	0	21
臨時利益	964	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	2,480
当期総利益(又は当期総損失)	443	519	0	0	2,456
資本金 *2	5,534	5,534	5,534	5,534	5,249
純資産額 *3	4,684	5,123	4,501	4,445	6,683
総資産額	3,326,019	3,290,914	3,185,777	3,107,950	3,043,664
業務活動によるキャッシュ・フロー	15,889	35,668	105,417	75,852	69,031
投資活動によるキャッシュ・フロー	146	1,767	1,111	239	4,515
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,737	33,886	106,071	77,027	355,781
勘定統合に伴う資金増加額	-	-	-	-	294,497
現金及び現金同等物の期末残高	6,165	6,180	6,638	5,223	8,455

平成22年5月28日に成立した独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第1条及び第23条に基づき、同法の施行日である平成22年11月27日をもって、長寿・子育て・障害者基金勘定は一般勘定に統合されております。

(2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	3,972	3,969	4,069	4,239	5,461
経常費用	3,931	4,202	3,992	4,054	3,128
経常利益 (又は経常損失) *1	40	233	76	184	2,332
臨時利益	295	135	-	613	-
臨時損失	-	-	-	-	15
当期総利益 (又は当期総損失)	335	98	88	808	2,325
資本金 *2	278,710	278,710	278,710	278,710	-
純資産額 *3	282,311	282,213	280,560	289,212	-
総資産額	283,027	282,771	281,249	289,305	-
業務活動によるキャッシュ・フロー	174	151	1,606	185	2,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	11	17	994	3,505	287,453
財務活動によるキャッシュ・フロー	2	2	1	1	2
現金及び現金同等物の期末残高	3,139	3,003	401	4,091	294,497

平成 22 年 5 月 28 日に成立した独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第 1 条及び第 23 条に基づき、同法の施行日である平成 22 年 11 月 27 日をもって、長寿・子育て・障害者基金勘定は一般勘定に統合されたことから、平成 22 年度の貸借対照表はありません。

(3) 共済勘定

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	92,265	92,264	90,200	89,045	87,166
経常費用	88,704	91,360	88,847	81,191	79,863
経常利益 (又は経常損失) *1	3,561	903	1,352	7,854	7,303
臨時損失	70	75	1,356	8,267	10,684
臨時利益	505	189	4	413	3,381
当期総利益 (又は当期総損失)	3,995	1,017	0	0	0
資本金 *2	-	-	-	-	-
純資産額 *3	1,013	3	0	0	0
総資産額	682	1,114	2,514	12,793	20,627
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,576	1,340	1,554	10,299	7,857
投資活動によるキャッシュ・フロー	7	548	1,302	1,792	20,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,997	952	64	1	2
現金及び現金同等物の期末残高	618	458	645	12,736	395

(4) 保険勘定

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	23,362	22,372	23,812	24,991	22,061
経常費用	19,572	21,955	25,374	21,431	21,202
経常利益 (又は経常損失) *1	3,790	416	1,561	3,560	859
臨時損失	7,454	6,850	-	1,959	2,322
臨時利益	-	-	39,257	-	-
当期総利益 (又は当期総損失)	3,664	6,434	37,695	1,600	1,463
資本金 *2	-	-	-	-	-
純資産額 *3	42,497	48,931	11,235	9,634	11,098
総資産額	57,917	58,317	56,766	60,359	61,232
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,436	2,509	1,798	550	707
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,422	2,531	1,785	516	692
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0	0	0
現金及び現金同等物の期末残高	26	4	17	50	64

(5) 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	3,650	4,102	4,025	4,206	3,601
経常費用	3,055	3,573	4,020	3,866	3,795
経常利益 (又は経常損失) *1	595	528	5	339	194
臨時損失	-	282	-	-	-
当期総利益 (又は当期総損失)	595	246	49	381	167
資本金 *2	-	-	-	-	-
純資産額 *3	1,267	1,512	135	473	277
総資産額	206,865	203,868	190,016	187,790	191,036
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,161	8,446	1,510	2,945	4,328
投資活動によるキャッシュ・フロー	43	664	586	52	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,222	3,554	12,774	2,561	3,574
現金及び現金同等物の期末残高	7,127	11,355	677	1,009	255

(6) 労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	66	118	49	42	41
経常費用	56	61	37	39	41
経常利益 (又は経常損失) *1	10	57	12	3	0
臨時損失	-	30	-	-	-
臨時利益	9	3	23	3	1
当期総利益 (又は当期総損失)	19	30	36	7	2
資本金 *2	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831
純資産額 *3	5,849	5,879	5,869	5,876	5,878
総資産額	5,922	5,955	5,929	5,946	5,949
業務活動によるキャッシュ・フロー	240	169,819	114	82	135
投資活動によるキャッシュ・フロー	1	1	700	699	999
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0	0	0
現金及び現金同等物の期末残高	643	811	226	1,007	143

平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団 (現在の独立行政法人労働者健康福祉機構) より労災年金担保貸付事業が移管され、当機構の労災年金担保貸付勘定において新たな業務として行っております。

(7) 承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	132,883	117,470	94,750	82,307	70,015
経常費用	5,158	5,156	3,969	4,298	3,247
経常利益 (又は経常損失) *1	127,725	112,314	90,781	78,008	66,767
臨時損失	-	839	-	-	-
臨時利益	606	-	536	-	60
当期総利益 (又は当期総損失)	128,332	111,474	91,318	78,008	66,827
資本金 *2	3,726,475	3,284,095	2,719,386	2,395,221	2,047,097
純資産額 *3	3,854,808	3,395,570	2,810,705	2,473,229	2,113,925
総資産額	3,857,792	3,398,255	2,813,060	2,475,426	2,115,820
業務活動によるキャッシュ・フロー	119,965	106,145	259,730	12,000	44,476
投資活動によるキャッシュ・フロー	439,161	123,515	251,353	112,903	41,291
財務活動によるキャッシュ・フロー	4	0	0	1	3
現金及び現金同等物の期末残高	131,146	113,775	105,398	4,493	1,305

平成 18 年 4 月 1 日に年金資金運用基金 (現在の年金積立金管理運用独立行政法人) より年金住宅融資等債権の管理・回収業務が移管され、当機構の承継債権管理回収勘定において新たな業務として行っております。

(8) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	55	116	-	-	-
経常費用	55	55	-	-	-
経常利益(又は経常損失)*1	0	61	-	-	-
臨時損失	-	0	-	-	-
当期総利益(又は当期総損失)	0	60	-	-	-
資本金*2	-	-	-	-	-
純資産額*3	0	60	-	-	-
総資産額	170	74	-	-	-
業務活動によるキャッシュ・フロー	168	96	72	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1	0	1	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	168	71	-	-	-

平成 18 年 4 月 1 日に年金資金運用基金(現在の年金積立金管理運用独立行政法人)より教育資金貸付けあっせん業務が移管され、当機構の承継教育資金貸付けあっせん勘定において新たな業務として行っておりました。

また、平成 20 年度から、当業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、休止しております。

[指標等の説明]

*1：経常利益(経常損失) = 経常収益 - 経常費用

*2：資本金 = 政府出資金

*3：純資産額 = 自己資本 = 政府出資金 + 剰余金(欠損金)

*4：自己資本比率 = 純資産 / 総資産 × 100

2.沿革等

昭和	29年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始	
	35年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始	
	36年	退職手当共済事業開始（社会福祉事業振興会）	
	40年	大阪支店を開設し、貸付業務開始（医療金融公庫）	
	45年	心身障害者扶養保険事業開始（社会福祉事業振興会）	
	58年	臨時行政調査会が「行政改革に関する第5次答申 - 最終答申 - 」のなかで社会福祉事業振興会と医療金融公庫の統合を提言	
	59年	社会福祉・医療事業団法公布	
	60年	社会福祉・医療事業団発足（1月1日） 貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業を開始	
	平成	元年	長寿社会福祉基金事業（現 社会福祉振興助成事業）として助成及び調査研究等事業開始（1） 経営診断・指導事業として開業医承継支援事業開始（2）
		2年	福祉・保健情報サービス事業開始
13年		年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を開始	
14年		独立行政法人福祉医療機構法公布	
15年		独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散）（10月1日）	
16年		労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を開始	
18年		年金資金運用基金の解散に伴い、承継年金住宅融資等債権管理回収業務、承継教育資金貸付けあっせん業務を開始（3）	

- 1 本事業は、昭和63年度補正予算による政府からの出資金の運用益をもとに在宅介護を振興するための事業として実施。その後、社会福祉・医療事業団法の一部改正により、平成2年8月1日付で「長寿社会福祉基金」を創設。なお、平成21年度以前は、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益を用いて助成事業を実施していたが、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けの評決結果及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、基金を国庫に返納し（平成23年3月全額国庫返納済）、新たに国からの補助金（社会福祉振興助成費補助金）の交付を受け、平成22年4月より社会福祉振興助成事業を実施。
- 2 開業医承継支援事業は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）に基づき、平成20年3月末をもって廃止。
- 3 承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年3月末をもって休止。

（参考）最近の日本政府による主な福祉及び医療に関する政策について

昭和60年	第1次医療法改正
平成元年	ゴールドプラン策定（平成2年度～）
4年	第2次医療法改正
6年	新ゴールドプラン策定（平成7年度～）
	エンゼルプラン策定（平成7年度～）
7年	障害者プラン策定（平成8年度～）
9年	第3次医療法改正
11年	ゴールドプラン21策定（平成12年度～）
	新エンゼルプラン策定（平成12年度～）
12年	介護保険制度の実施
	第4次医療法改正
14年	新障害者プラン策定（平成15年度～）
16年	子ども・子育て応援プラン策定（平成17年度～）
18年	第5次医療法改正

注) 1. 高齢者関連プラン

(1) ゴールドプラン

将来の超高齢社会に備えて老人対策強化の目的で策定された平成11年度までの施策計画です。このゴールドプランには、高齢者が安心して生活を送るために必要な公共サービスの基礎整備を図るために在宅福祉・施設福祉に関する整備目標が掲げられています。

（整備目標）	ホームヘルパー	100,000人
	特別養護老人ホーム	240,000人分
	介護老人保健施設	280,000人分

(2) 新ゴールドプラン

ゴールドプランの目標を大幅に上回る高齢者保健福祉サービス整備の必要性が明らかになったことや、ゴールドプラン策定以降、各種高齢者保健福祉施策の整備充実が図られてきたことなどから、高齢者介護対策の更なる充実を目的として、ゴールドプランを全面的に見直して策定されたものであります。

(整備目標)	ホームヘルパー	170,000 人
	特別養護老人ホーム	290,000 人分
	介護老人保健施設	280,000 人分

(3) ゴールドプラン 21

平成 11 年度で終了した新ゴールドプランを引き継ぎ、在宅介護の充実に重点を置いた新しい高齢者保健福祉計画であります。

(整備目標)	ホームヘルパー	350,000 人
	特別養護老人ホーム	360,000 人分
	介護老人保健施設	297,000 人分

2. 障害者関連プラン

(1) 障害者プラン

障害のある人が地域社会の中で共に暮らせる社会を創ることを目指しております。このプランにおいては、バリアフリー化や福祉サービスなどの施策を省庁横断的に盛り込んでおります。

(整備目標)	地域生活援助事業・福祉ホーム	20,000 人分
	授産施設・福祉工場	68,000 人分

(2) 新障害者プラン

平成 14 年度で終了した障害者プランを引き継ぎ、平成 15 年度を初年度とする新障害者プランを新たに策定し、新障害者基本計画に掲げた「共生社会」の実現を目的として、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むものであります。

(整備目標)	地域生活援助事業	30,400 人分
	福祉ホーム	5,200 人分
	通所授産施設	73,700 人分

3. 少子化社会関連プラン

(1) エンゼルプラン

21 世紀の少子社会に対応するため、社会全体の子育てに対する気運を醸成するとともに子育て支援施策を総合的・計画的に推進していくものであります。

(整備目標)	低年齢児受入れの拡大	600,000 人
	延長保育の推進	7,000 ヶ所

(2) 新エンゼルプラン

従来のエンゼルプランを見直し、平成 16 年度までに重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画として策定されたものであります。

(整備目標)	低年齢児受入れの拡大	680,000 人
	延長保育の推進	10,000 ヶ所

(3) 子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）の掲げる 4 つの重点課題（「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支え合いと連携」）に沿って平成 21 年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を提示されたものであります。

(施策目標)	保育所の受入れ児童数の拡大	215 万人
	延長保育の推進	16,200 ヶ所

(4) 子ども・子育てビジョン

「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という 2 つの基本的考え方にに基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策 4 本柱として、施策を推進していくものであります。

(施策目標)	平日昼間の保育サービスの拡大	241 万人
	認定こども園の拡大	2,000 ヶ所以上
	放課後児童クラブの拡大	111 万人

4. 医療法改正関係

(1) 第 1 次医療法改正（昭和 60 年度～）

医療資源の効率的活用を図っていくため、都道府県による地域医療計画の策定と実施が打ち出されました。この他、医療法人の運営適正化、指導体制の整備などが改正の中心となりました。

(2) 第2次医療法改正(平成4年度～)

これまで画一的な規制が行われてきた医療機関の機能分化と体系化を進めることに重点が置かれました。主な改正内容として医療施設機能の体系化(特定機能病院と療養型病床群の創設)、適切な医療情報の提供(広告規制の緩和、診療科名の規定整備)などがあります。

(3) 第3次医療法改正(平成9年度～)

介護保険制度に関連する基盤整備の一環をなす改正として位置付けられております。主な改正内容として、有床診療所への療養型病床群設置、地域医療支援病院制度の創設などがあります。

(4) 第4次医療法改正(平成12年度～)

高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化などを踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図ることを目的としております。主な改正内容として、新たな病床区分の整備、適正な入院医療の確保、広告規制の緩和などがあります。

(5) 第5次医療法改正(平成18年度～)

医療を取り巻く環境の変化に対応するため、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するため、患者の視点に立った制度全般にわたる改革を行うことを目的としています。主な改正内容としては、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直しなどがあります。

3. 事業の内容

(1) 当機構の設立の目的及び経緯について

当機構は、機構法に基づき設立された独立行政法人であります。

当機構は、社会福祉事業振興会（昭和29年、社会福祉法人に対し社会福祉事業施設の経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に関し必要な助成を行い、もって社会福祉事業の振興を図ることを目的として設立）と、医療金融公庫（昭和35年、国民の健康な生活を確保するに足る医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であって一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設立）が昭和60年1月に統合された事業団の業務を承継する独立行政法人として、平成15年10月1日に設立されました。

当機構の目的は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。

このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤作り等、国の施策と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

なお、業務の特例として、機構法附則第5条の2に基づき、従来、年金資金運用基金が実施していた年金住宅融資等債権の管理・回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を平成18年4月1日より承継して行っております（教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年3月末をもって休止）。

詳細については本説明書6～8ページをご参照ください。

(2) 経営理念の普及・定着について

当機構では、平成20年10月の独立行政法人創立5周年を機に、「民間活動応援宣言」と題して、福祉医療機構の目指すべき方向性を明確にした経営理念を策定したところです。

当機構の使命は、地域の福祉と医療の向上を目指して、福祉と医療の民間活動を応援していくことであり、このため、当機構においては、この「民間活動応援宣言」に基づき、お客さま目線を第一に公共性、透明性に加えて自主性を意識した業務運営に努めているところであり、当年度においては、この経営理念の更なる普及と定着を図ったところであり、

私どもは、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて、また、福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

今後とも福祉医療機構が国民のみなさまにとって身近で信頼され続ける組織となるよう、お客さま目線に立って自己改革に取り組みますとともに、心豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けてお役に立てるよう役職員一丸となり努めていく所存であります。

福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

(3) 資本金の構成

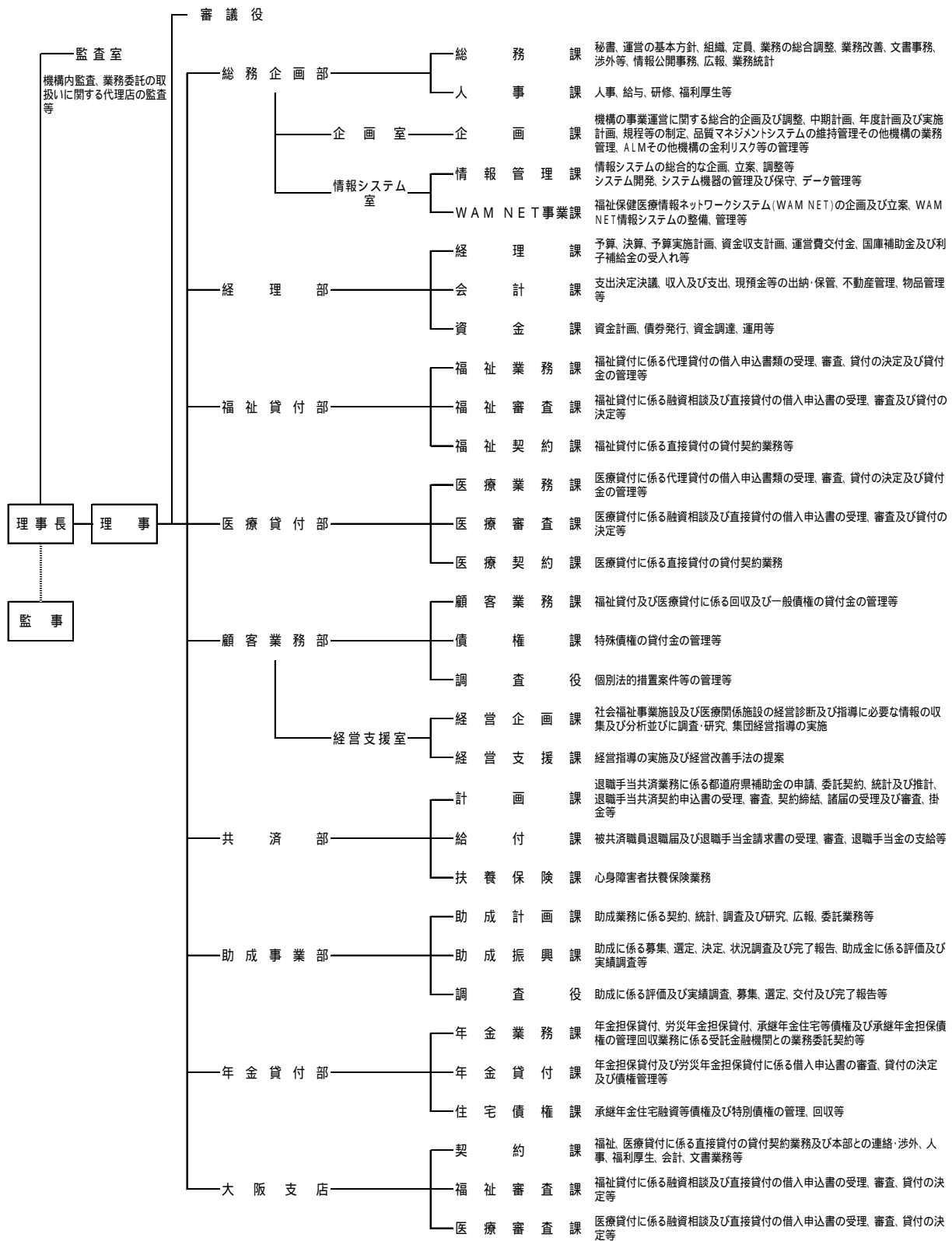
当機構の資本金は、政府が全額出資しております。各勘定の構成については、以下のとおりとなっております。

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

一般勘定 ¹	5,249 百万円
長寿・子育て・障害者基金勘定 ²	- 百万円
共済勘定 ⁴	- 百万円
保険勘定 ⁴	- 百万円
年金担保貸付勘定 ⁴	- 百万円
労災年金担保貸付勘定	5,831 百万円
承継債権管理回収勘定 ³	2,047,097 百万円
承継教育資金貸付けあっせん勘定 ⁴	- 百万円
資本金（政府出資金）合計	2,058,178 百万円

- ¹ 平成 23 年度において、東日本大震災に係る復旧支援のため、第 1 次補正予算により平成 23 年 6 月に 100 億円及び第 2 次補正予算により平成 23 年 8 月に 40 億円の政府出資金を受け入れております。また、第 3 次補正予算の成立に伴い、2 億円の政府出資金を受け入れる予定です。なお、第 3 次補正予算案は、平成 23 年 11 月 17 日現在、参議院において審議中であり、まだ成立しておりません。本説明書中の第 3 次補正予算に関連する記載は、同補正予算が原案通り可決された場合を前提としております。
- ² 長寿・子育て・障害者基金勘定における政府出資金については、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求すること」との評価結果を受け、平成 23 年 3 月 24 日に全額国庫へ返納しております。
- ³ 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金資金運用基金から承継した年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。また、回収された元金等を国庫に納付することに伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。
- なお、平成 22 年度においては、回収された元利金合計 426,132 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 348,123 百万円について政府出資金を減少させております。
- ⁴ 共済勘定、保険勘定、年金担保貸付勘定及び承継教育資金貸付けあっせん勘定については、政府からの出資を受けておりません。従って資本金残高はありません。

(4) 組織図 (平成 23 年 12 月 1 日現在)



(5) 日本政府との関係について

主務大臣について

当機構の主務大臣は、機構法第 27 条により厚生労働大臣とされており、厚生労働大臣は、通則法及び機構法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

役員について

当機構を代表する理事長及び業務を監査する監事については、通則法第 20 条により厚生労働大臣が任命し、理事については理事長が任命しております。なお、通則法第 23 条により、厚生労働大臣は、理事長及び監事を解任することができるとしております。

業務運営について

(ア) 業務方法書

通則法第 28 条により、当機構は、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされており、

(イ) 独立行政法人評価委員会

通則法第 12 条により、当機構の業務の実績に関する評価を行うために、所管省庁である厚生労働省に独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が設置されております。

(ウ) 中期目標

通則法第 29 条により、厚生労働大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を評価委員会の意見を聴いたうえで定め、指示するとともに公表しなければならないとされており、これを変更したときも同様とされており、

(エ) 中期計画

当機構は、通則法第 30 条により、厚生労働大臣により定められた中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、評価委員会の意見を聴いたうえで厚生労働大臣の認可を受けることとなっております。これを変更しようとするときも同様とされており、

(オ) 年度計画

当機構は、通則法第 31 条により、毎事業年度の開始前に、厚生労働大臣により認可を受けた中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされており、これを変更したときも同様とされており、

(カ) 評価等

- 当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされており、なお、評価委員会は当該評価を行ったときは、遅延なく、当機構のほか「総務省組織令」（平成 12 年政令第 246 号）で定める「政策評価・独立行政法人評価委員会」（以下「審議会」という。）に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは当機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることができることとされており、また、通知内容は遅滞なく公表しなければならないとされており、なお、当機構の平成 22 年度の業務実績の評価結果（平成 23 年 8 月 22 日付）については、第 2.6.(6) 独立行政法人評価委員会における業績評価についてをご参照ください。
- 当機構は、通則法第 33 条により、中期目標の期間の終了 3 月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされており、また、通則法第 34 条により、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないとされており、評価委員会は当該評価を行ったときは、遅延なく、当機構のほか審議会に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは当機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることができることとされており、また、通知内容は遅滞なく公表しなければならないとされており、なお、当機構の第 1 期中期目標期間の業務実績の最終評価結果（平成 20 年 8 月 27 日付）については、第 2.6.(6) 独立行政法人評価委員会における業績評価についてをご参照ください。
- 通則法第 35 条第 3 項により審議会は、当機構の中期目標の期間終了時において、主要な事務及び事業の改廃に関し、厚生労働大臣に勧告をすることができることとされており、また、通則法第 35 条第 1 項及び第 2 項により、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の期間終了時において評価委員会の意見を受けて、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、

財務及び会計について

(ア) 財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、当機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。

(イ) 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、厚生労働大臣が選任することとされております。

(ウ) 長期借入金及び債券

機構法第 17 条第 1 項に掲げる業務に必要な費用に充てるため、当機構は厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券を発行することができるとされております。なお、機構法第 17 条第 2 項により、厚生労働大臣は認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないとされております。

(6) 民間金融機関との関係について

代理貸付制度について

当機構の福祉貸付事業及び医療貸付事業は、各資金を利用される方の利便の向上を図るため、機構法第 14 条により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

当該事業における代理貸付の範囲につきましては、福祉貸付では、「在宅サービス事業及び営利法人等が行う老人デイサービスセンター等で借入申込金額が 3 億 5 千万円以下のもの」が対象となります。また、医療貸付では、「病院」（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県においては、借入申込金額が 3 億 5 千万円以下のもの）及び「診療所」等が主な対象となります。

なお、受託金融機関は、委託された業務について、業務方法書第 54 条に基づく責務をもって処理しなければならないとされております。

一方、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業におきましては、この資金を利用される方の利便の向上を図るため、すべて代理貸付方式を採用しており、機構法第 14 条により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

なお、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業における受託金融機関の元利金回収に係る保証責任はありません。

また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務においても、機構法附則第 5 条の 2 第 11 項の規定により読み替えて適用する機構法第 14 条の規定により、都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等にその業務の一部を委託しております。

民間金融機関との連携について

病院等の医療施設に対する融資においては、基本的には、民業補完の立場から民間金融機関との協調融資を前提としております。また、国の医療政策や医療機関等の特性を踏まえた高度な専門的判断に基づく審査に加え、融資を通じて医療供給体制の地域的不均衡の是正などの医療政策を誘導しており、この機構融資が民間金融機関の医療施設に対する融資の呼び水効果をもたらす側面もあります。

また、平成 17 年度より、福祉貸付において、介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して、資金調達が円滑に行えるように、当機構と民間金融機関が連携して融資が行えるような仕組み（協調融資）を構築し、さらに、平成 20 年度より同制度の対象を社会福祉施設全般に拡大しております。

なお、年金担保貸付及び労災年金担保貸付において、年金受給権を担保に提供することについては、年金法上禁止されておりますが、唯一例外的に当機構が行うことが認められていることから、民間金融機関と競合することはありません。

(7) 当機構の業務内容について

国の福祉政策及び医療政策を実現するため、国の指揮・監督のもと、国と連携して貸付事業、助成事業、その他の事業等を公正かつ総合的に実施する必要があることから、当機構は、機構法第12条及び附則第5条の2に基づき、以下の業務を行っております。

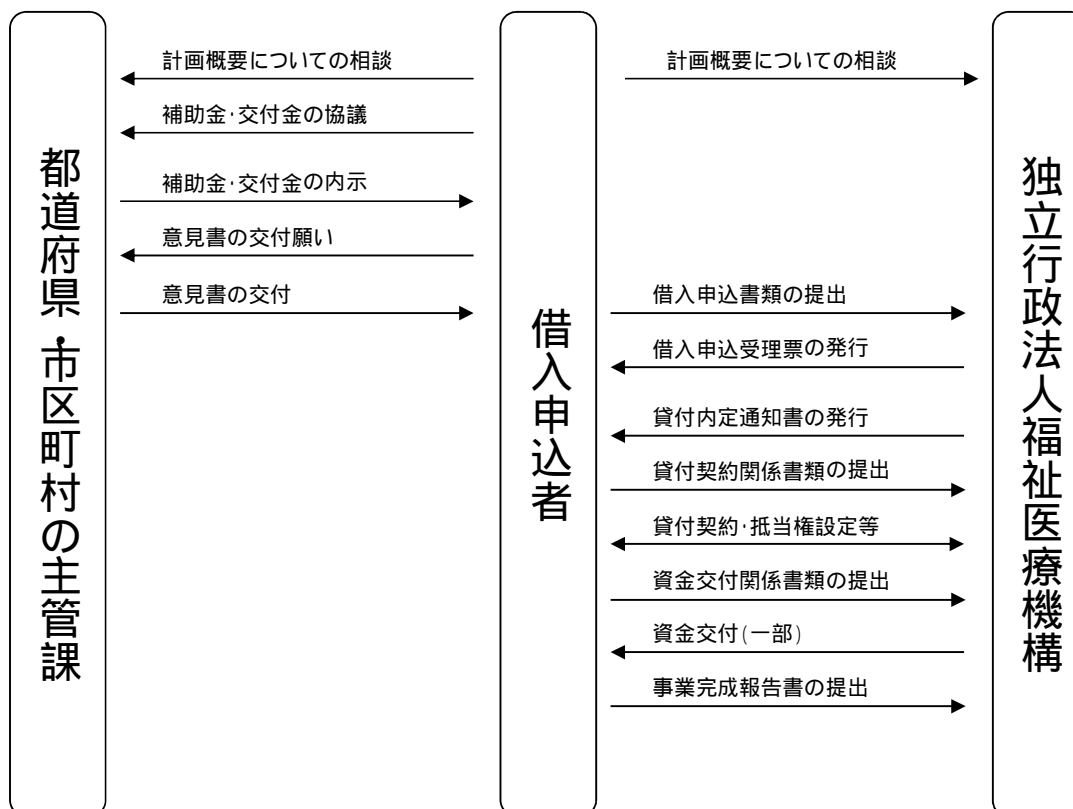
なお、各勘定毎の具体的な業務内容は以下のとおりであります。

一般勘定

(ア) 福祉医療貸付事業（福祉貸付）

少子・高齢化が急速に進行する中で、社会保障の基盤を揺ぎないものとしていく必要があるため、国及び地方公共団体においては、社会福祉施設の計画的整備等の施策を推進するため、整備費の一部を補助しているところであり、当機構では、こうした施策と連携し基盤整備を進めるため社会福祉施設等の設置・整備に必要な融資を行っております。

(当該事業における業務フロー)



(貸付の概要)

貸付の対象

業務方法書第4条により、貸付対象施設及び貸付の相手方が規定されております。主なものは、特別養護老人ホーム・ケアハウス・老人デイサービスセンターなどの老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、知的障害者援護施設・身体障害者更生援護施設・精神障害者社会復帰施設・障害福祉サービス事業を行う施設などの障害者自立支援法関連施設（旧法関連施設を含む。）保育所・児童養護施設・知的障害児施設などの児童福祉施設、有料老人ホーム・在宅サービス事業などのシルバーサービス事業等で、また貸付けを受けられる方は、社会福祉法人、日本赤十字社のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人などです。

貸付金の使途

- ・貸付金の使途は、業務方法書第6条により以下のとおりとなっております。

(設置・整備資金)

建築資金（新築、改築、拡張、改造・修理、購入、賃借などに必要な資金） 設備備品整備資金（機械器具、備品の整備資金） 土地取得資金

(経営資金)

施設又は事業の経営に必要な資金

< 貸付金残高の年次推移 - 貸付金の使途別 >

(単位：件、百万円)

区分	平成 18 年度末		平成 19 年度末		平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
設置・整備資金	14,699	1,389,559	14,707	1,395,378	14,649	1,380,272	14,604	1,356,374	14,988	1,399,732
経営資金	376	2,778	202	2,326	241	2,116	268	2,406	259	1,681
合 計	15,075	1,392,337	14,909	1,397,705	14,890	1,382,388	14,872	1,358,781	15,247	1,401,414

利 率

- ・当該業務においては、業務方法書第7条に基づき厚生労働大臣が別に定めるところにより理事長が定めている利率により利息を徴収しております。
- ・利率は、金融情勢によって変わりますが、貸付契約締結時の利率が適用されます。平成23年11月10日現在の利率は、以下のとおりとなっております。なお、償還期間が10年を超える場合には、償還期限まで固定する方法（固定金利制度）又は 10年経過時点で利率を見直す方法（10年経過後金利見直し制度）のいずれかを選択します。

< 施設種類・資金種類別貸付利率 >

平成23年11月10日現在

施 設 の 種 類	資 金 の 種 類		利率	利率
社会福祉事業施設 (除く介護関連施設)	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金		[年 1.30%] [年 1.60%]	[年 0.90%] [年 1.00%]
	経営資金		年 1.10%	-
介護関連施設	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金		[年 1.40%] [年 1.70%]	[年 1.00%] [年 1.10%]
	経営資金		年 1.10%	-
養成施設	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金		年 1.50%	年 1.10%
有料老人ホーム	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金		年 1.80%	年 1.40%
高齢者総合福祉センター 在宅介護サービスセンター	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金	社会福祉法人等	年 1.30%	年 0.90%
		営利法人	年 1.80%	年 1.40%
在宅サービス事業	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金		年 1.80%	年 1.40%
	経営資金		年 1.10%	-
営利法人等が行う 老人デイサービス事業 老人短期入所事業	設備備品整備資金		年 1.80%	年 1.40%
	経営資金		年 1.10%	-
営利法人等が行う 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 認知症対応型老人共同生活援助事業	建築資金 設備備品整備資金 土地取得資金		年 1.80%	年 1.40%
	経営資金		年 1.10%	-

介護関連施設に含まれる施設

特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム（ケアハウス）・老人短期入所施設・
認知症対応型老人共同生活援助事業・小規模多機能型居宅介護事業・老人介護支援センター

注1) 利率 は、固定金利制度の利率、利率 は、10年経過後金利見直し制度における当初10年間の利率です。

注2) 利率 及び 欄の〔 〕は、上段が償還期間20年以内の貸付利率、下段が償還期間20年超30年以内の貸付利率です。

注3) 利率 欄の「 - 」については、償還期間が10年未満のため、10年経過後金利設定見直し制度は適用されません。

無利子貸付

業務方法書第8条から第13条に規定される社会福祉施設等の整備に係る貸付金については、全期間無利子とされております。

貸付金の限度額

業務方法書第17条により、貸付金の限度額は、貸付対象施設により所要資金に50%～100%を乗じた金額を限度としています。

償還期間及び据置期間

業務方法書第16条第1項において、貸付対象や資金の種類等により規定されております。(5年以内～30年以内)。また、同条第2項において据置期間が設けられています(6月以内～3年以内)。

担保

業務方法書第19条により、担保は原則として徴求するものとされております。

保証人

業務方法書第20条により、保証人は原則として立てさせるものとされております。

なお、平成22年度より、貸付金利に0.05%を上乗せした場合に限り、保証人を免除できる制度を導入しております。

都道府県知事等の意見

業務方法書第21条により、当該貸付に当たっては、貸付けに係る社会福祉事業施設等を管轄する都道府県知事又は市町村(特別区を含む)の長の意見を求めるものとしております。

業務の委託

機構法第14条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。なお、参考までに当機構における当該貸付業務の平成22年度末残高は、1,401,414百万円となっており、総貸付残高に占める代理貸付の割合は、約0.108%となっております。

< 貸付金残高の年次推移 - 施設種別 >

(単位: 件、百万円、%)

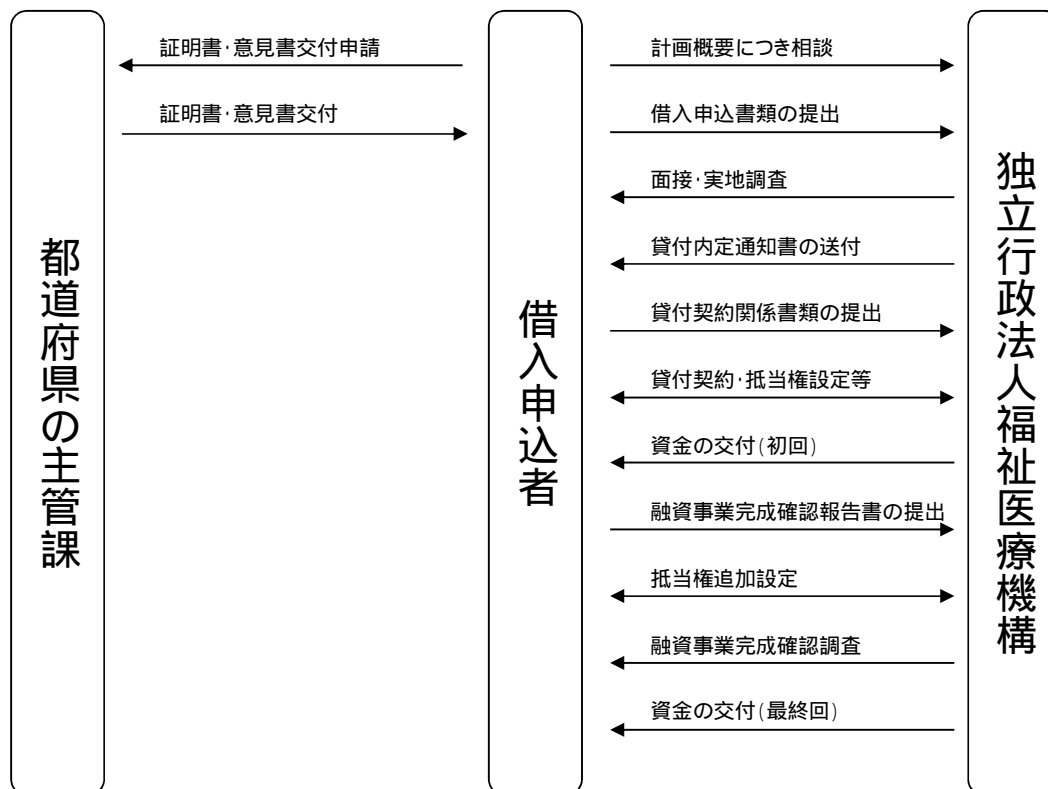
	平成 18 年度末			平成 19 年度末			平成 20 年度末			平成 21 年度末			平成 22 年度末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
老人福祉施設	7,840	1,131,383	81.3	7,867	1,145,321	81.9	7,832	1,137,201	82.3	7,772	1,116,036	82.1	7,842	1,142,668	81.5
知的障害者援護施設	2,244	80,160	5.8	1,997	71,424	5.1	1,901	63,419	4.6	1,798	55,437	4.1	1,661	47,958	3.4
児童福祉施設	3,596	114,270	8.2	3,672	116,742	8.4	3,714	118,950	8.6	3,806	124,231	9.1	4,152	143,150	10.2
身体障害者更生援護施設	735	39,754	2.9	640	35,550	2.5	607	31,667	2.3	574	28,094	2.1	537	24,628	1.8
その他 ^{注)}	660	26,768	1.9	733	28,667	2.1	836	31,149	2.3	922	34,980	2.6	1,055	43,007	3.1
合計	15,075	1,392,337	100.0	14,909	1,397,705	100.0	14,890	1,382,388	100.0	14,872	1,358,781	100.0	15,247	1,401,414	100.0
1件当りの平均貸付額	(92百万円)			(93百万円)			(92百万円)			(91百万円)			(91百万円)		

注) その他……精神障害者社会復帰施設、社会福祉法に規定するその他の施設、在宅サービス事業等

(イ) 福祉医療貸付事業（医療貸付）

当該事業は、国が進める質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築等の施策と連携し、医療分野の基盤整備を進めるため、医療施設の設置・整備又は経営に必要な資金の融資を行っております。

(当該業務における業務フロー)



(貸付の概要)

貸付の対象

業務方法書第22条により、貸付対象施設及び貸付の相手方が規定されております。主なものは、病院・診療所（一般診療所・歯科診療所）、介護老人保健施設・指定訪問看護事業、医療従事者養成施設、助産所で、また貸付を受けられる方は、個人、医療法人のほか、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人などです。

貸付金の使途

- 貸付金の使途は、業務方法書第23条により以下のとおりとなっております。

(設置・整備資金)

建築資金（新築、増改築、移転、購入、賃借などに必要な資金及び土地取得資金）

機械購入資金（医療機械器具、備品などの購入に必要な資金。ただし、病院を除く。）

(長期運転資金)

新設等に伴い必要な資金

経営の安定化を図るために必要な資金など

< 貸付金残高の年次推移 - 貸付金の使途別 >

(単位：件、百万円)

区分	平成 18 年度末		平成 19 年度末		平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
設置・整備資金	6,839	2,023,326	6,774	1,973,405	6,565	1,853,657	6,411	1,741,913	6,187	1,673,676
長期運転資金	742	5,326	666	3,481	234	6,216	868	44,521	1,002	58,379
合計	7,581	2,028,653	7,440	1,976,881	6,799	1,859,873	7,279	1,786,435	7,189	1,732,056

利率

- ・当該業務においては、業務方法書第24条に基づき厚生労働大臣が別に定めるところにより理事長が定めている利率により利息を徴収しております。
- ・利率は、金融情勢によって変わりますが、貸付契約締結時の利率が適用されます。平成23年11月10日現在の利率は、以下のとおりとなっております。なお、償還期間が10年を超える場合には、償還期限まで固定する方法（固定金利制度）又は10年経過時点で利率を見直す方法（10年経過後金利見直し制度）のいずれかを選択します。

平成23年11月10日現在

施設の種類	資金の種類		利率	利率
病院	新築資金		〔年1.30%〕 〔年1.60%〕	〔年0.90%〕 〔年1.00%〕
	増改築資金	甲種		
		乙種	〔年1.80%〕 〔年2.10%〕	〔年1.40%〕 〔年1.50%〕
	機械購入資金 長期運転資金		年1.10%	-
診療所	新築資金		年1.30%	年0.90%
	増改築資金	甲種		
		乙種	年1.80%	年1.40%
	機械購入資金 長期運転資金		年1.10%	-
介護老人保健施設 指定訪問看護事業	新築資金及び増改築資金		〔年1.40%〕 〔年1.70%〕	〔年1.00%〕 〔年1.10%〕
	機械購入資金 長期運転資金		年1.10%	-
助産所 医療従事者養成施設	新築資金及び増改築資金		年1.80%	年1.40%
	機械購入資金 長期運転資金		年1.10%	-

注1) 利率 は、固定金利制度の利率、利率 は、10年経過後金利見直し制度における当初10年間の利率です。

注2) 利率 及び 欄の〔 〕は、上段が償還期間20年以内の貸付利率、下段が償還期間20年超30年以内の貸付利率です。

注3) 利率 欄の「 - 」については、償還期間が10年未満のため、10年経過後金利設定見直し制度は適用されません。

注4) 指定訪問看護事業については、償還期間が10年未満のため、10年経過後金利設定見直し制度は適用されません。

貸付金の限度

業務方法書第26条において、貸付対象施設や資金の種類により貸付金の限度額が規定されております。

- ・ 建築資金...標準建設費と融資率(融資対象施設により70%~90%)から算出した額/限度額7億2,000万円
- ・ 機械購入資金...所要額と融資率(融資対象施設により70%~80%)から算出した額/限度額7億2,000万円(介護老人保健施設の場合5,000万円)
- ・ 長期運転資金...所要額と融資率(融資対象施設により70%~90%)から算出した額/限度額1,500万円(介護老人保健施設の場合1,000万円)
- ・ 経営安定化資金(病院、介護老人保健施設及び診療所に限ります)...所要額/限度額 病院・介護老人保健施設1億円、診療所4,000万円

償還期間及び据置期間

業務方法書第25条において、貸付対象や資金の種類により規定されております(3年以内~30年以内)。

また、据置期間が設けられています(6月以内~3年以内)。

担保

業務方法書第29条により、担保は原則として徴求するものとされております。

保証人

業務方法書第29条により、保証人は原則として立てさせるものとされております。

なお、平成22年度より、貸付金利に0.2%を上乗せした場合に限り、保証人を免除できる制度を導入しております。

都道府県知事の証明書・意見書

当該貸付に当たっては、貸付に係る医療関連施設等を管轄する都道府県主管課の証明書、意見書を求めるものとしております。

業務の委託

機構法第14条により厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託することができます。なお、参考までに当機構における当該貸付業務の平成22年度末残高は、1,732,056百万円となっており、総貸付残高に占める代理貸付の割合は、約6.05%となっております。

< 貸付金残高の年次推移 - 施設種類別 >

(単位: 件、百万円、%)

区分	平成 18 年度末			平成 19 年度末			平成 20 年度末			平成 21 年度末			平成 22 年度末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
病院	2,166	1,090,030	53.7	2,149	1,081,105	54.7	2,077	1,022,888	55.0	2,251	998,748	55.9	2,268	1,008,331	58.2
診療所	3,268	106,543	5.3	3,165	98,982	5.0	2,670	91,382	4.9	3,008	88,990	5.0	2,984	80,415	4.6
介護老人 保健施設	2,094	827,741	40.8	2,076	792,681	40.1	2,006	741,817	39.9	1,979	695,202	38.9	1,893	639,955	37.0
その他(注)	53	4,338	0.2	50	4,117	0.2	46	3,784	0.2	41	3,493	0.2	44	3,354	0.2
合 計	7,581	2,028,653	100.0	7,440	1,976,887	100.0	6,799	1,859,873	100.0	7,279	1,786,435	100.0	7,189	1,732,056	100.0
1件当りの 平均貸付額	(267百万円)			(265百万円)			(273百万円)			(245百万円)			(240百万円)		

注) その他……医療従事者養成施設、指定老人訪問看護事業等

(ウ) 経営診断・指導事業

社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、その経営を支援するため、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行っており、セミナー形式の集団経営指導と個別施設を対象とした経営診断・指導を実施しております。

平成 22 年度においては、個別経営診断 1,293 施設、集団経営指導 18 回(参加者 3,518 人)実施しております。

(エ) 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET 事業)

当機構では、国や地方公共団体をはじめ、福祉、保健、医療、介護に関係する民間団体等が利用できる共通のネットワークシステム(WAM NET)を整備し、関係機関との情報の連携、共有化を図りながら、福祉・保健・医療・介護関連の情報をインターネットを利用することで、広く一般に提供しています。

当該事業により開設している Web サイトの平成 23 年 9 月末の利用状況は、利用機関が 84,842 機関、ヒット数が、コミュニティ、オープン合わせて月平均約 1,722 万回(ヒット数)となっております。

なお、介護保険事業者情報におけるサービス事業所数は、887,972 事業所となっております。

(オ) 社会福祉振興助成事業

「長寿・子育て・障害者基金事業」につきましては、平成 21 年 11 月に実施されました行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算要求すること」との評価結果を受けました。

この結果を踏まえ、基金を国庫へ全額返納(平成 23 年 3 月に国庫返納済)し、平成 22 年度から新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されました。

当該補助金により当機構では、政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO やボランティア団体が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行っております。

なお、当該助成を適正に行うため、業務方法書第 33 条に基づき、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会を設置し、助成対象の採択を諮るほか、理事長の諮問により助成に係る重要事項を調査審議することとされております。

< 助成事業等の実施推移 >

(単位: 件、百万円)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額	件数	助成金額
助成事業	839	3,149	1,012	3,366	930	3,047	981	3,335	1,031	3,047

共済勘定（退職手当共済事業）

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設、特定介護保険施設及び申し施設等 に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行っております。

社会福祉施設等職員に係る退職手当金の支給に充てる財源は、共済契約者（経営者）が負担する掛金と、国及び都道府県の補助金によって賄われております。

なお、当該共済事業において共済契約者が納付する掛金は、毎年度、厚生労働省告示をもって定められます。

申出施設等……共済契約者である社会福祉法人が経営する社会福祉施設・特定社会福祉事業以外の施設・事業であって、退職手当共済制度の対象とするため当機構に申し出、その承諾を得たもの。

保険勘定（心身障害者扶養保険事業）

都道府県等が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業であります。

心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに、その扶養する障害のある方に終身一定の年金を支給するものであります。

また、保険加入者が納付する掛金、年金支給額及び弔慰金支給額は、国が示す条例準則に従って、各地方公共団体が条例により規定しております。

この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活を送り、福祉の増進が図られることを目的としたもので、親たちの自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものであります。

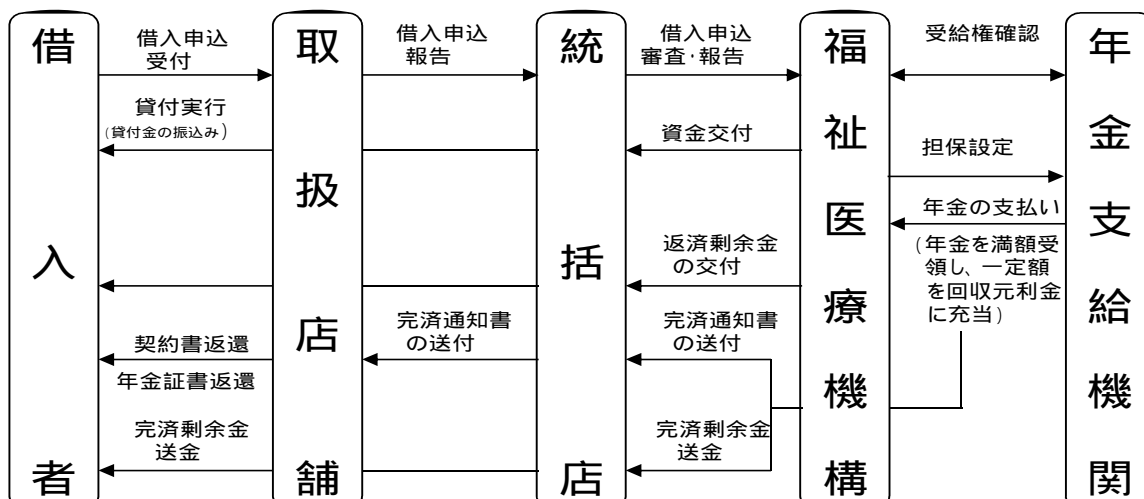
年金担保貸付勘定（年金担保貸付事業）

当該貸付事業は、年金受給者の自立の促進と福祉の増進を図ることを目的として、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく年金たる受給権者に対し、その受給権を担保として医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な小口の資金の貸付けを行っております。これら厚生年金保険法又は国民年金法においては、年金受給者を保護する観点から、当該受給権を担保に供することを禁止しております。その唯一の例外として当機構は、年金担保貸付事業を行っております。

当該業務は、平成 13 年 4 月 1 日をもって、年金福祉事業団が解散したことに伴い、これまで年金福祉事業団が行っていた年金担保貸付事業を社会福祉・医療事業団が承継し、現在は当機構が行っております。

なお、平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、十分な代替措置を講じた上で事業を廃止すると示されており、当面の措置として現行制度における事業規模の縮減方針を策定し、貸付限度額の引下げ（年間の年金支給額 1.2 倍以内 1.0 倍以内）、返済額の上限の設定（1 回の年金支給額の範囲 1 回の年金支給額の 1/2 以下）などの取扱変更を平成 23 年 12 月から実施しています。

（当該事業における業務フロー）



(貸付の概要)

貸付の対象

業務方法書第 44 条により、厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金（老齢福祉年金を除く。）受給権者であり、現に年金の支給を受けている者（生活保護受給者及び年金担保融資（労災年金担保融資を含む。）を利用中に生活保護を受給し、保護廃止後 5 年を経過していない者を除く。）とされております。

貸付金の使途

「保健医療」、「介護・福祉」、「住宅改修等」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業維持」、「債務等の一括整理」、「臨時生活資金」となります。

利率

業務方法書第 45 条に基づいて、理事長の定める利率により、利息を徴収しております。

なお、利率は金利情勢等によって変わりますが、平成 23 年 11 月 10 日現在、その利率は、1.60%となっております。当該貸付金利の適用は取扱店舗において借入申込書を受理した日とされております。

償還期間

業務方法書第 46 条により、4 年以内（借入額と年金額及び返済額により決まる）と定められています。

貸付金の限度額

業務方法書第 47 条により、年金額の年額の 1.0 倍の範囲内であり、最低 10 万円から最高 250 万円までとされております。なお、「臨時生活資金」については最高 100 万円となります。

担保及び償還の方法

業務方法書第 48 条により、貸付金の償還は、原則として担保（年金受給権）に供された年金の支払をもって充てるものとされております（ただし、支払期月に支給された年金に限るものとし、支給額の 1/2 以下とする。）

保証人

業務方法書第 49 条により、保証人は原則立てさせるものとされております。

なお、当該貸付においては、財団法人年金融資福祉サービス協会の制度を利用することができます。

財団法人年金融資福祉サービス協会

厚生労働省所管の公益法人であり、年金受給権を担保とする小口資金融資に係る年金受給者の債務の保証、被保険者住宅資金貸付に係る事業主の債務の引受等に関する事業を行うことにより、年金住宅融資制度の円滑な運営と被保険者の福祉の増進を図ることを目的に設立されております。

業務の委託

機構法第 14 条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。当該貸付業務は、民間金融機関の取扱店舗を通じて行われております。

なお、当該貸付における受託金融機関の元利金回収に係る保証責任はありません。

< 年金担保貸付実績の推移 >

(単位 : 件、百万円、%)

資金使途		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (H21.4 - H22.2)
生業資金	件数	93,409	91,861	93,755	82,718
	構成比	43.6	43.5	43.8	44.3
	金額	91,358	86,620	85,191	72,548
	構成比	43.4	43.5	43.8	44.4
住居資金	件数	35,959	34,489	33,996	29,527
	構成比	16.8	16.3	15.9	15.8
	金額	38,318	35,511	33,765	28,179
	構成比	18.2	17.8	17.4	17.2
教育資金	件数	9,679	10,119	10,600	8,561
	構成比	4.5	4.8	4.9	4.6
	金額	9,853	9,975	10,149	7,964
	構成比	4.7	5.0	5.2	4.9
医療資金	件数	21,666	21,805	22,585	19,269
	構成比	10.1	10.3	10.5	10.3
	金額	18,871	18,125	18,162	14,922
	構成比	9.0	9.1	9.3	9.1
冠婚葬祭資金	件数	17,651	17,588	17,910	15,445
	構成比	8.2	8.3	8.4	8.3
	金額	16,706	15,991	15,532	13,010
	構成比	7.9	8.0	8.0	8.0
旧債返済資金	件数	8,874	8,035	7,218	5,843
	構成比	4.1	3.8	3.4	3.1
	金額	10,119	8,864	7,680	5,992
	構成比	4.8	4.4	3.9	3.7
レジャー資金	件数	8,916	9,042	9,057	7,765
	構成比	4.2	4.3	4.2	4.2
	金額	8,063	7,957	7,678	6,386
	構成比	3.8	4.0	3.9	3.9
その他の資金	件数	18,033	18,044	19,107	17,570
	構成比	8.4	8.6	8.9	9.4
	金額	17,073	16,140	16,293	14,462
	構成比	8.1	8.1	8.4	8.8
合 計	件数	214,187	210,983	214,228	186,698
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	金額	210,360	199,183	194,450	163,463
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
1件当りの平均貸付額		(1.1百万円)	(1.0百万円)	(0.9百万円)	(0.9百万円)

(単位：件、百万円、%)

資金使途		平成 21 年度 (H22.3)	平成 22 年度
医療・介護	件数	4,007	34,581
	構成比	15.2	16.3
	金額	3,214	26,343
	構成比	13.8	14.7
住宅改修	件数	3,977	33,250
	構成比	15.1	15.7
	金額	4,065	32,702
	構成比	17.5	18.3
教育	件数	2,104	11,513
	構成比	8.0	5.4
	金額	1,846	10,303
	構成比	7.9	5.8
冠婚葬祭	件数	2,680	21,816
	構成比	10.2	10.3
	金額	2,237	17,360
	構成比	9.6	9.7
物品購入	件数	3,981	37,872
	構成比	15.1	17.9
	金額	3,203	28,541
	構成比	13.7	15.9
借入金借換	件数	2,320	16,842
	構成比	8.8	7.9
	金額	2,411	16,870
	構成比	10.4	9.4
旅行	件数	873	7,451
	構成比	3.3	3.5
	金額	643	5,512
	構成比	2.8	3.1
家賃	件数	751	5,620
	構成比	2.8	2.7
	金額	549	3,763
	構成比	2.4	2.1
事業費	件数	1,903	14,387
	構成比	7.2	6.8
	金額	2,078	15,458
	構成比	8.9	8.6
その他	件数	3,793	28,588
	構成比	14.3	13.5
	金額	3,044	22,321
	構成比	13.0	12.5
合計	件数	26,389	211,920
	構成比	100.0	100.0
	金額	23,290	179,173
	構成比	100.0	100.0
1件当りの平均貸付額		(0.8百万円)	(0.8百万円)

平成 22 年 3 月 (2 月受付分) より資金使途を 10 項目に変更いたしました。

なお、平成 23 年 12 月受付分より「保健医療」、「介護・福祉」、「住宅改修等」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業維持」、「債務等の一括整理」、「臨時生活資金」の 8 項目に変更となります。

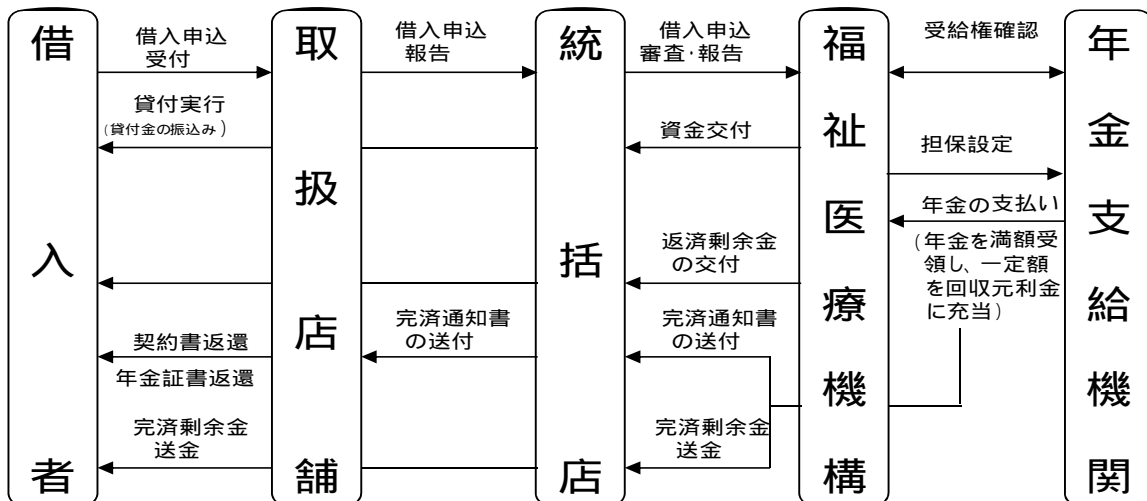
労災年金担保貸付勘定（労災年金担保貸付事業）

当該貸付事業は、年金受給者の自立の促進と福祉の増進を図ることを目的として、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる受給者に対し、その受給権を担保として医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な小口の資金の貸付けを行っております。労働者災害補償保険法においては、年金受給者を保護する観点から、当該受給権を担保に供することを禁止しております。その唯一の例外として当機構は、労災年金担保貸付業務を行っております。

当該業務は、平成 16 年 4 月 1 日をもって労働福祉事業団が解散したことに伴い、これまで労働福祉事業団が行っていた労災年金担保事業につき、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成 14 年法律第 171 号）附則第 2 条により、国が承継した資産を除き、当機構がその一切の権利・義務を承継して行っております。

なお、平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、十分な代替措置を講じた上で事業を廃止すると示されており、当面の措置として現行制度における事業規模の縮減方針を策定し、貸付限度額の引下げ（年間の年金支給額 1.2 倍以内 1.0 倍以内）、返済額の上限の設定（1 回の年金支給額の範囲 1 回の年金支給額の 1/2 以下）などの取扱変更を平成 23 年 12 月から実施しています。

（当該事業における業務フロー）



（貸付の概要）

貸付の対象

業務方法書第 44 条により、労働者災害補償保険法に基づく年金受給者であり、現に年金の支給を受けている者（生活保護受給者及び年金担保融資（労災年金担保融資を含む。）を利用中に生活保護を受給し、保護廃止後 5 年を経過していない者を除く。）とされております。

貸付金の使途

「保健医療」、「介護・福祉」、「住宅改修等」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業維持」、「債務等の一括整理」、「臨時生活資金」となります。

利率

業務方法書第 45 条に基づいて、理事長の定める利率により、利息を徴収しております。

なお、利率は金利情勢等によって変わりますが、平成 23 年 11 月 10 日現在、その利率は、0.90%となっております。当該貸付金利の適用は取扱店舗において借入申込書を受理した日とされております。

償還期間

業務方法書第 46 条により、4 年以内（借入額と年金額及び返済額により決まる）と定められています。

貸付金の限度額

業務方法書第 47 条により、年金額の年額の 1.0 倍の範囲内であり、最低 10 万円から最高 250 万円までとされております。なお、「臨時生活資金」については最高 100 万円となります。

担保及び償還の方法

業務方法書第 48 条により、貸付金の償還は、原則として担保（年金受給権）に供された年金の支払をもって充てるものとされております（ただし、支払期月に支給された年金に限るものとし、支給額の 1/2 以下とする。）

保証人

業務方法書第 49 条により、保証人は原則立てさせるものとされております。

なお、当該貸付においては、財団法人年金融福祉サービス協会の制度を利用することができます。

財団法人年金融福祉サービス協会

厚生労働省所管の公益法人であり、年金受給権を担保とする小口資金融資に係る年金受給者の債務の保証、被保険者住宅資金貸付に係る事業主の債務の引受等に関する事業を行うことにより、年金住宅融資制度の円滑な運営と被保険者の福祉の増進を図ることを目的に設立されております。

業務の委託

機構法第 14 条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し当該業務の一部を委託しております。当該貸付業務は、民間金融機関の取扱店舗を通じて行われております。

なお、当該貸付における受託金融機関の元利金回収に係る保証責任はありません。

< 労災年金担保貸付実績 >

(単位：件、百万円、%)

資金使途		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (H21.4 - H22.2)
生業資金	件数	1,496	1,506	1,394	1,303
	構成比	39.0	39.8	37.3	39.8
	金額	2,146	2,136	1,902	1,725
	構成比	39.1	40.3	37.5	39.7
住居資金	件数	713	666	709	575
	構成比	18.6	17.6	19.0	17.6
	金額	1,086	978	990	802
	構成比	19.8	18.4	19.5	18.4
教育資金	件数	305	329	340	298
	構成比	7.9	8.7	9.1	9.1
	金額	448	462	482	405
	構成比	8.2	8.7	9.5	9.3
医療資金	件数	409	385	380	335
	構成比	10.7	10.2	10.2	10.2
	金額	499	493	461	400
	構成比	9.1	9.3	9.1	9.2
冠婚葬祭資金	件数	314	356	338	285
	構成比	8.2	9.4	9.0	8.7
	金額	454	479	472	376
	構成比	8.3	9.0	9.3	8.7
旧債返済資金	件数	181	135	128	91
	構成比	4.7	3.6	3.4	2.7
	金額	289	210	189	134
	構成比	5.3	4.0	3.7	3.1
レジャー資金	件数	119	129	140	100
	構成比	3.1	3.4	3.7	3.1
	金額	164	170	194	135
	構成比	3.0	3.2	3.8	3.1
その他の資金	件数	303	280	308	288
	構成比	7.9	7.4	8.2	8.8
	金額	402	376	378	369
	構成比	7.3	7.1	7.5	8.5
合計	件数	3,840	3,786	3,737	3,275
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	金額	5,490	5,304	5,068	4,346
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
1件当りの平均貸付額		(1.6百万円)	(1.5百万円)	(1.4百万円)	(1.4百万円)

(単位：件、百万円、%)

資金使途		平成 21 年度 (H22.3)	平成 22 年度
医療・介護	件数	60	522
	構成比	13.2	15.2
	金額	82	632
	構成比	12.7	14.1
住宅改修	件数	73	566
	構成比	16.0	16.4
	金額	118	818
	構成比	18.4	18.2
教育	件数	60	336
	構成比	13.2	9.8
	金額	74	477
	構成比	11.5	10.6
冠婚葬祭	件数	56	388
	構成比	12.3	11.3
	金額	79	486
	構成比	12.3	10.8
物品購入	件数	49	610
	構成比	10.7	17.7
	金額	70	729
	構成比	11.0	16.2
借入金借換	件数	48	252
	構成比	10.5	7.3
	金額	72	362
	構成比	11.3	8.1
旅行	件数	12	91
	構成比	2.6	2.6
	金額	15	106
	構成比	2.4	2.4
家賃	件数	6	80
	構成比	1.3	2.3
	金額	8	89
	構成比	1.2	2.0
事業費	件数	21	165
	構成比	4.6	4.8
	金額	29	262
	構成比	4.5	5.8
その他	件数	71	431
	構成比	15.6	12.5
	金額	94	530
	構成比	14.7	11.8
合計	件数	456	3,441
	構成比	100.0	100.0
	金額	641	4,491
	構成比	100.0	100.0
1件当たりの平均貸付額		(1.4百万円)	(1.3百万円)

平成 22 年 3 月 (2 月受付分) より資金使途を 10 項目に変更いたしました。

なお、平成 23 年 12 月受付分より「保健医療」、「介護・福祉」、「住宅改修等」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業維持」、「債務等の一括整理」、「臨時生活資金」の 8 項目に変更となります。

承継債権管理回収勘定（年金住宅融資等）

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務につき、国が承継した資産を除き、当機構がその一切の権利・義務を平成 18 年 4 月 1 日より承継したものです。

当機構が年金資金運用基金から承継した債権の管理回収業務

1. 被保険者住宅資金融資に係る債権の管理回収業務
2. 福祉施設設置整備資金融資（社宅・療養施設・厚生施設・分譲住宅等）に係る債権の管理回収業務
3. 年金担保融資に係る債権の管理回収業務

1. から 3. については、解散した年金福祉事業団において融資実行したもので、平成 13 年 4 月以降、年金資金運用基金が管理回収業務を承継したものを含みます。

業務の委託

機構法附則第 5 条の 2 第 11 項の規定により読み替えて適用される同法第 14 条により、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める債権回収会社に対し当該業務の一部を委託しております。

< 年金住宅融資等債権残高 >

（単位：億円）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度(注)
残高	27,241	23,998	20,515	17,368
国庫納付額（ ）	6,761	4,154	4,261	3,809
うち元本	5,647	3,241	3,481	3,140
うち利息	1,114	913	780	668

（ ）翌事業年度の 7 月 10 日までに機構法附則第 5 条の 2 第 6 項から第 8 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 項から第 6 項に基づき国庫返納しています。

（注）平成 22 年度末残高（17,368 億円）は平成 21 年度末残高（20,515 億円）から、国庫納付額のうち元本相当額（3,140 億円）及び償却額（6 億円）を控除しております。

承継教育資金貸付けあっせん勘定（承継教育資金貸付けあっせん業務）

承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 20 年度から休止しています。

(8) 当機構における損益構造と運営費交付金等について

当機構の各勘定における損益構造は、以下のとおりです。

一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を総合したものです。

福祉医療貸付事業は主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っていますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるため、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れております。

なお、社会福祉振興助成事業にかかる助成金については、予算措置に基づき国から社会福祉振興助成費補助金を、福祉医療経営診断指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費並びに事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金をそれぞれ受け入れております。

また、平成23年度より東日本大震災により被災した施設の復旧支援として貸付条件の優遇措置を講じております。これにより発生する逆ざや等については、平成23年度補正予算において措置された政府出資金（第1次100億円、第2次40億円及び第3次2億円（第3次補正予算の記載に関する留意点については、本説明書10ページをご参照ください。))により財務基盤を強化し、損失に備えることとしております。

(注)旧長寿・子育て・障害者基金勘定については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）附則第23条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法第15条の規定により、平成22年11月27日から一般勘定において経理しております。

共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することになっており、業務経理における事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条及び第19条に基づき国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することになっており、業務経理における事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金等は受け入れておりません。

年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金等にかかる支払利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っておりますが、事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れておりました。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、平成20年度から運営費交付金を廃止することが定められ、平成20年4月以降、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても、貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

また、この貸付金利の設定方法については、必要に応じ収支状況等の検証を行い、変更の必要が生じた場合に見直すこととなっております。

労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませ

んが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っておりますが、事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第 46 条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れておりました。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、平成 20 年度から運営費交付金を廃止することが定められ、平成 20 年 4 月以降、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても、貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

また、貸付金利の見直しについては、年金担保貸付と同様の取扱いとなっております。

承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成 18 年 4 月 1 日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等債権の管理・回収業務及びこれに附随する業務を行っております。承継した貸付金債権は、全額政府出資金として受け入れていることから、当該業務にかかるリスクは発生しない構造となっております。

年金住宅融資等債権の管理及び回収の業務に要する経費並びに事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第 46 条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れておりました。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、平成 20 年度から運営費交付金を廃止することが定められ、平成 20 年 4 月以降、年金住宅融資等債権の管理及び回収の業務に要する経費並びに事務的経費や人件費等の間接的な経費については、貸付金利息等の業務収入により賄っております。

承継教育資金貸付けあっせん勘定

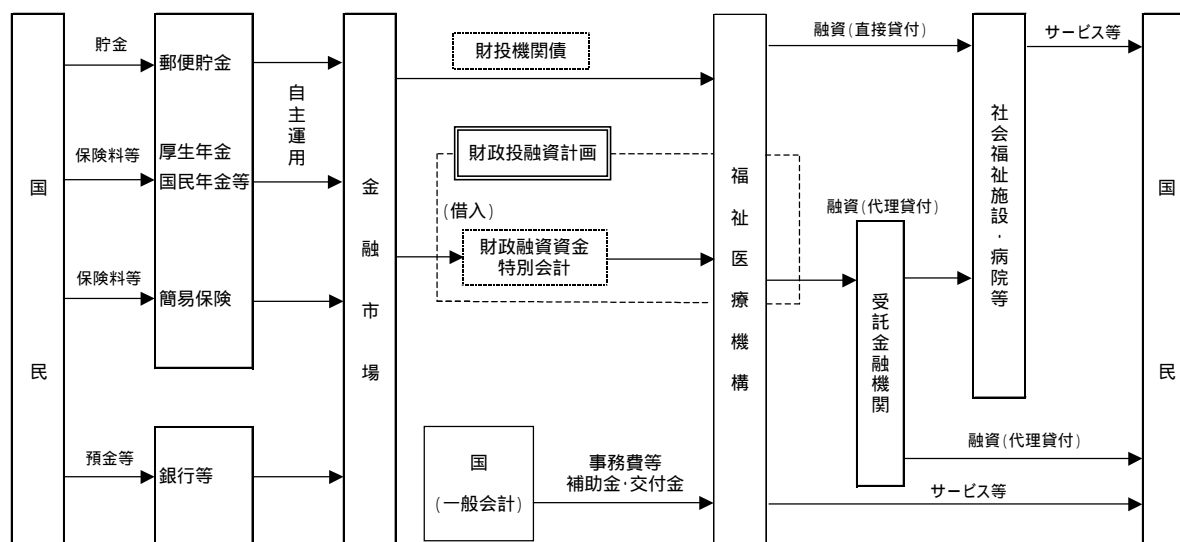
承継教育資金貸付けあっせん勘定は、貸付けあっせんの業務に要する経費並びに事務的経費や人件費等の間接的な経費について、通則法第 46 条に基づき、その財源に充てるために必要な運営費交付金を受け入れておりました。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成 20 年度から業務を休止することが定められ、平成 20 年 4 月から当該業務を休止しております。

(9) 資金調達概要

当機構は、政府からの借入金や独立行政法人福祉医療機構債券の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としております。財政投融资制度については、平成 13 年 4 月 1 日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部へ預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換が図られ、これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的な考え方とする旨の制度改革が実施されております。

平成 13 年度より事業団において、社会福祉・医療事業団債券として財投機関債の発行による資金調達を実施して参りましたが、引き続き平成 16 年度から独立行政法人福祉医療機構債券として財投機関債の発行を行っております。



当機構における資金調達実績は、以下のとおりであります。なお、平成 23 年度は、参考として各年度予算の数値を記載しております。

長期借入金

(ア) 一般勘定

(単位：百万円)

調達先	調達償還区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
財政融資資金借入金	調達額	253,600	218,300	188,100	218,600	208,300	422,400
	償還額	260,805	272,168	289,160	284,819	291,397	270,858
	期末残高	3,131,675	3,077,806	2,976,746	2,910,527	2,827,430	2,978,972
民間借入金	調達額	-	-	-	4,200	-	-
	償還額	-	-	-	-	324	646
	期末残高	-	-	-	4,200	3,876	3,230

平成 23 年度においては、第 1 次補正予算で被災した社会福祉施設等の復旧の支援として、貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を 100%とする等の貸付を実施しており、1,700 億円の貸付枠として、財政融資資金借入金と同額予算措置されております。また、第 3 次補正予算の成立に伴い、64 億円の追加の貸付枠として財政融資資金が同額予算措置される予定です。なお、第 3 次補正予算の記載に関する留意点については、本説明書 10 ページをご参照ください。

(イ) 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

調達先	調達償還区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
財政融資資金借入金	調達額	22,000	13,500	-	-	-	-
	償還額	57,212	34,044	26,765	22,508	14,063	8,608
	期末残高	94,177	73,633	46,868	24,359	10,295	1,687

国内債券

(ア)一般勘定

(単位：百万円)

調達先	調達償還区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込
社会福祉・医療事業団債券 又は 福祉医療機構債券	調達額	50,000	20,000	10,000	10,000	20,000	33,000
	償還額	25,020	-	15,000	25,000	-	-
	期末残高	174,000	194,000	189,000	174,000	194,000	227,000
うち (財投機関債)	調達額	50,000	10,000	10,000	10,000	20,000	33,000
	償還額	5,000	-	15,000	25,000	-	-
	期末残高	174,000	194,000	189,000	174,000	194,000	227,000

(イ)年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

調達先	調達償還区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込
福祉医療機構債券	調達額	40,000	47,000	54,000	34,000	59,000	82,000
	償還額	20,000	30,000	40,000	40,000	47,000	54,000
	期末残高	110,000	127,000	141,000	135,000	147,000	175,000
うち (財投機関債)	調達額	40,000	47,000	54,000	34,000	59,000	82,000
	償還額	20,000	30,000	40,000	40,000	47,000	54,000
	期末残高	110,000	127,000	141,000	135,000	147,000	175,000

政府出資金

(単位：百万円)

	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込
一般勘定 ¹	受入額	-	-	-	-	-	14,200
	期末残高	5,534	5,534	5,534	5,534	5,249	18,722
長寿・子育て・障害者基金勘定 ²	受入額	-	-	-	-	-	-
	期末残高	278,710	278,710	278,710	278,710	-	-
労災年金担保貸付勘定 ³	受入額	-	-	-	-	-	-
	期末残高	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831
承継債権管理回収勘定 ⁴	受入額	3,726,475	-	-	-	-	-
	期末残高	3,726,475	3,284,095	2,719,386	2,395,221	2,047,097	1,733,006
合計	受入額	3,726,475	-	-	-	-	14,200
	期末残高	4,016,552	3,574,171	3,009,462	2,685,297	2,058,178	1,757,559

¹ 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき戸塚宿舎を不要財産として売却し、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき売却代金を平成23年3月30日に国庫納付し、同日付で政府出資金を285百万円減少させております。

なお、平成23年度において、東日本大震災に係る復旧支援のため、第1次補正予算により平成23年6月に100億円及び第2次補正予算により平成23年8月に40億円の政府出資金を受け入れております。

また、第3次補正予算の成立に伴い、2億円の政府出資金を受け入れる予定です。なお、第3次補正予算の記載に関する留意点については、本説明書10ページをご参照ください。

² 長寿・子育て・障害者基金勘定における政府出資金については、平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求す

ること」との評価結果を受け、平成 23 年 3 月 24 日に長寿・子育て・障害者基金勘定の基金を全額国庫へ返納しております。

³ 労災年金担保貸付勘定における政府出資金については、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成 14 年法律第 171 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 4 月 1 日に承継されたものです。

⁴ 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金等を国庫に納付することに伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成 22 年度においては、回収された元利金合計 426,132 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 348,123 百万円について政府出資金を減少させております。

(10) 国庫補助金等

当機構における国庫補助金、運営費交付金、交付金及び利子補給金の平成 18 年度から平成 22 年度受入実績並びに平成 23 年度見込みは、以下のとおりであります。

一般勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
独立行政法人福祉医療機構 一般勘定運営費交付金	3,810	3,647	3,509	3,391	3,450	3,286
社会福祉事業施設等 貸付事業交付金	443	-	-	-	-	-
社会福祉事業施設等 貸付事業利子補給金	14,453	10,797	9,764	9,880	5,600	5,511
社会福祉振興 助成費補助金 (1)	-	-	-	-	132	2,081

長寿・子育て・障害者基金勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
社会福祉振興 助成費補助金 (1)	-	-	-	-	2,914	-

共済勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
独立行政法人福祉医療機構 共済勘定運営費交付金	634	655	635	614	552	552
社会福祉施設職員等 退職手当共済事業給付費 補助金 (2)	27,728	28,054	26,536	25,922	25,617	22,791

保険勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
独立行政法人福祉医療機構 保険勘定運営費交付金	116	140	135	131	117	107

年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
独立行政法人福祉医療機構 年金担保貸付勘定 運営費交付金 (3)						
厚生保険特別会計	244	-	-	-	-	-
年金特別会計	-	233	-	-	-	-

労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
独立行政法人福祉医療機構 労災年金担保貸付勘定 運営費交付金 (3)						
労働保険特別会計	33	32	-	-	-	-

承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
独立行政法人福祉医療機構 承継債権管理回収勘定 運営費交付金 (³)						
厚生保険特別会計	6,033	-	-	-	-	-
年金特別会計	-	5,262	-	-	-	-

承継教育資金貸付けあっせん勘定

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込
独立行政法人福祉医療機構 承継教育資金貸付けあっせ ん勘定運営費交付金 (⁴)						
厚生保険特別会計	84	-	-	-	-	-
年金特別会計	-	83	-	-	-	-

¹ 長寿・子育て・障害者基金勘定については、平成 21 年 11 月に実施されました行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求すること」との評価結果を受け、平成 23 年 3 月 24 日に長寿・子育て・障害者基金勘定の基金を全額国庫へ返納しております。

なお、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 37 号）附則第 23 条に基づき、長寿・子育て・障害者基金勘定は一般勘定へ統合され、新たに社会福祉振興助成費補助金を受け入れております。

² 平成 23 年度については、第 3 次補正予算の成立に伴い、1,479 百万円予算措置される予定です。なお、第 3 次補正予算の記載に関する留意点については、本説明書 10 ページをご参照ください。

³ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務について平成 20 年度から運営費交付金を廃止することが定められております。

⁴ 承継教育資金貸付けあっせん業務については平成 20 年度から業務を休止することが定められ、平成 20 年 4 月から当該業務を休止しております。

(参考)平成22年度資金計画

平成22年3月31日付主務大臣に届け出

(単位：千円)

区 別	金 額									計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 付 勘 定	年 金 担 保 付 勘 定	年 金 担 保 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	863,940,097	6,927,201	100,902,728	33,631,396	422,089,768	5,695,458	670,508,803			2,103,695,455
業務活動による支出	313,495,389	2,938,150	91,407,603	21,022,404	190,273,070	4,943,718	349,259,994			973,340,329
福祉医療貸付事業費	61,086,850									61,086,850
福祉医療貸付金による支出	248,700,000									248,700,000
社会福祉振興助成金による支出	387,781	2,659,482								3,047,263
退職手当共済事業費			90,853,890							90,853,890
心身障害者扶養保険事業費				20,904,149						20,904,149
年金担保貸付事業費					3,736,319					3,736,319
年金担保貸付金による支出					186,300,000					186,300,000
労災年金担保貸付事業費						34,227				34,227
労災年金担保貸付金による支出						4,900,000				4,900,000
人件費支出	1,861,740	195,699	241,508	67,888	129,102	2,632	412,868			2,911,438
経営指導業務費	79,859									79,859
その他の業務費	1,379,158	82,969	312,205	50,367	107,649	6,859	3,600,189			5,539,397
国庫納付金の支払額							345,246,936			345,246,936
投資活動による支出					12,592,409		241,200,000			253,792,409
金銭の信託の増加による支出					12,592,409					12,592,409
有価証券の取得による支出							241,200,000			241,200,000
財務活動による支出	550,019,317				231,263,880					781,283,197
長期借入金の返済による支出	271,309,317				39,263,880					310,573,197
短期借入金の返済による支出					145,000,000					145,000,000
債券の償還による支出					47,000,000					47,000,000
政府出資の払戻による支出	278,710,000									278,710,000
翌年度への繰越金	425,390	3,989,050	9,495,125	16,583	552,818	751,740	80,048,809			95,279,520
資金収入	863,940,097	6,927,201	100,902,728	33,631,396	422,089,768	5,695,458	670,508,803			2,103,695,455
業務活動による収入	343,640,297	2,938,150	88,358,691	21,763,913	177,722,379	4,602,566	241,130,039			880,156,036
福祉医療貸付事業収入	55,647,633									55,647,633
福祉医療貸付回収金による収入	277,996,993									277,996,993
経営指導事業収入	39,329									39,329
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,978									19,978
基金事業運用収入	408,463	278,668								687,132
退職手当共済事業収入			39,952,540							39,952,540
心身障害者扶養保険事業収入				21,645,658						21,645,658
年金担保貸付事業収入					3,830,091					3,830,091
年金担保貸付回収金による収入					173,881,615					173,881,615
労災年金担保貸付事業収入						43,889				43,889
労災年金担保貸付回収金による収入						4,556,565				4,556,565
承継債権管理回収業務収入							74,896,426			74,896,426
承継融資業務収入							165,134,269			165,134,269
運営費交付金収入	3,450,418		552,612	117,924						4,120,954
補助金等収入	5,987,781	2,659,482	47,852,438							56,499,701
その他の業務収入	89,702		1,101	331	10,673	2,112	1,099,344			1,203,263
投資活動による収入	277,056,338				11,850,900		344,600,000			633,507,238
有形固定資産の売却による収入	559,200									559,200
金銭の信託の減少による収入					11,850,900					11,850,900
有価証券の償還による収入							344,600,000			344,600,000
有価証券の売却による収入	275,222,458									275,222,458
財政融資資金預託金の減少による収入	1,274,680									1,274,680
財務活動による収入	241,300,000				243,800,000					485,100,000
長期借入れによる収入	208,300,000				39,800,000					248,100,000
短期借入れによる収入					145,000,000					145,000,000
債券の発行による収入	33,000,000				59,000,000					92,000,000
前年度よりの繰越金	1,943,461	3,989,050	12,544,037	16,583	567,389	1,092,892	84,778,764			104,932,180

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が施行された場合に廃止し、一般勘定において経理を行い事業実施することとしている。

(参考)平成23年度資金計画

平成23年3月31日付主務大臣に届け出

平成23年5月2日付主務大臣に届け出(変更)

平成23年7月25日付主務大臣に届け出(変更)

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金 貸付 勘定	労働 年金 貸付 勘定	年金 担保 勘定	承継 債権 管理 回収 勘定	承継 教育 資金 貸付 勘定	
資金支出	811,285,136	102,424,731	33,654,573	576,758,923	5,005,816	513,185,184			2,042,314,366
業務活動による支出	523,161,332	77,652,611	20,996,168	190,505,807	4,841,984	304,607,546			1,121,765,448
福祉医療貸付事業費	58,199,196								58,199,196
福祉医療貸付金による支出	459,500,000								459,500,000
社会福祉振興助成金による支出	2,081,376								2,081,376
退職手当共済事業費		77,099,182							77,099,182
心身障害者扶養保険事業費			20,887,940						20,887,940
年金担保貸付事業費				3,369,056					3,369,056
年金担保貸付金による支出				186,900,000					186,900,000
労災年金担保貸付事業費					32,833				32,833
労災年金担保貸付金による支出					4,800,000				4,800,000
人件費支出	2,031,181	241,555	66,283	132,513	2,694	410,944			2,885,170
経営指導業務費	71,931								71,931
その他の業務支出	1,277,648	311,874	41,945	104,238	6,457	3,028,873			4,771,035
国庫納付金の支払額									301,167,728
投資活動による支出			12,608,186			203,800,000			216,408,186
金銭の信託の増加による支出			12,608,186						12,608,186
有価証券の取得による支出						203,800,000			203,800,000
財務活動による支出	271,504,002			385,708,332					657,212,334
長期借入金の返済による支出	271,504,002			48,408,332					319,912,334
短期借入金の返済による支出				283,300,000					283,300,000
債券の償還による支出				54,000,000					54,000,000
翌年度への繰越金	16,619,802	24,772,120	50,219	544,784	163,832	4,777,638			46,928,397
資金収入	811,285,136	102,424,731	33,654,573	576,758,923	5,005,816	513,185,184			2,042,314,366
業務活動による収入	344,361,826	81,862,874	21,429,550	167,384,054	4,364,946	209,353,983			828,757,233
福祉医療貸付事業収入	54,023,495								54,023,495
福祉医療貸付回収金による収入	279,364,345								279,364,345
経営指導事業収入	45,053								45,053
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720								19,720
退職手当共済事業収入		42,641,849							42,641,849
心身障害者扶養保険事業収入			21,321,322						21,321,322
年金担保貸付事業収入				3,610,591					3,610,591
年金担保貸付回収金による収入				163,772,552					163,772,552
労災年金担保貸付事業収入					46,250				46,250
労災年金担保貸付回収金による収入					4,318,254				4,318,254
承継債権管理回収業務収入						63,018,903			63,018,903
承継融資業務収入						145,784,273			145,784,273
運営費交付金収入	3,286,901	552,612	107,997						3,947,510
補助金等収入	7,593,226	38,667,596							46,260,822
その他の業務収入	29,086	817	231	911	442	550,807			582,294
投資活動による収入			12,174,804			301,100,000			313,274,804
金銭の信託の減少による収入			12,174,804						12,174,804
有価証券の償還による収入						301,100,000			301,100,000
財務活動による収入	463,000,000			408,700,000					871,700,000
長期借入れによる収入	416,000,000			43,400,000					459,400,000
短期借入れによる収入				283,300,000					283,300,000
債券の発行による収入	33,000,000			82,000,000					115,000,000
政府出資金収入	14,000,000								14,000,000
前年度よりの繰越金	3,923,310	20,561,857	50,219	674,869	640,870	2,731,200			28,582,328

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

なお、上記には、平成23年11月17日現在参議院で審議されている平成23年度第3次補正予算案の内容は反映されておりません。第3次補正予算案が可決され成立した場合には、平成23年度資金計画の内容は変更される予定です。

(11) 特殊法人改革について

当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、社会福祉・医療事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条により、機構の成立の時ににおいて解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

独立行政法人について

独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人であると定義されています（通則法第 2 条第 1 項、中央省庁等改革基本法第 36 条）。

(ア) 独立行政法人制度と特殊法人制度の比較

項目	独立行政法人制度	特殊法人制度
設立根拠	・独立行政法人通則法 ・個別法	・個別法
業務運営	・国が示した中期目標に対応した中期計画に基づき業務運営を行い、国の一般的関与はなし	・毎年度の予算・業務計画に基づき国の一般的指導監督を受けつつ業務運営
目標管理	・主務大臣が中期目標（3～5年）を付与	・各法人が主体的に実施
業績評価	・各省庁別及び国全体の評価委員会が評価 ・評価結果を組織・運営に反映し改善	・各法人が主体的に実施
職員の身分	・国家公務員又は非国家公務員	・非国家公務員
情報公開	・同右 ・通則法で財務に限らず、組織・業務全般にわたり情報公開を義務づけ	・独立行政法人等情報公開法で、情報公開を義務づけ
業務見直し	・中期計画終了ごとに業務継続の必要性、組織形態のあり方等について見直し	・各法人が主体的に実施
会計基準	・独立行政法人会計基準による	・特殊法人等会計処理基準による
財務諸表体系	・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書	・財産目録、貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書、附属明細書、事業報告書
監査制度	・監事監査が義務づけられているだけでなく、一定の規模の法人は会計監査人監査も義務づけられている。	・監事監査は義務づけられているが、会計監査人監査は任意

(イ) 独立行政法人福祉医療機構と社会福祉・医療事業団との比較

法人の名称	独立行政法人福祉医療機構	社会福祉・医療事業団
法人の目的	福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。また、新たに年金担保貸付及び労災担保貸付を規定した	社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする
業務の範囲（法制面）	右に掲げるもののほか、福祉・保健情報サービス（WAM NET）事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業、承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	福祉貸付事業、医療貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、基金事業、経営診断・指導事業
役員	理事長 1 人、監事 2 人、理事 4 人	理事長 1 人、副理事長 1 人、常勤理事 4 人、非常勤理事 2 人、監事 2 人
評議員会	法定せず	理事長の諮問に応じ、重要事項を審議する機関として規定
区分経理	7 勘定（一般、共済、保険、年金、労災年金、債権管理回収、教育あっせん）	3 勘定（一般、基金、年金） 3 経理（一般、共済、保険）
財源措置	運営費交付金、利子補給金、給付費補助金、助成費補助金	国庫補助金、政府交付金
債券発行	右に掲げるもののほか、貸付債権の証券化の規定を整備	財投機関債、政府保証債が発行可能
大臣の関与	業務方法書の大員認可等のほか、緊急時の要求のみ	一般的監督権限あり

(12) 独立行政法人の見直し

当機構の組織・業務の見直しについては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年12月7日に『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成18年12月24日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。

以下は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」を当機構が抜粋したものです。

「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月7日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成20年3月までの間に、民業補完の推進、業務運営の効率性、自律性の向上、国の歳出の縮減等の観点から、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第1 融資等業務の見直し

1 福祉医療貸付事業の重点化

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。

(1) 融資対象の重点化

医療貸付のうち病院に対する融資については、

(ア) 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。

(イ) 500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。

病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。

医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

(ア) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。

(イ) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。

福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。

(2) 新規融資額の縮減等

新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。

2 年金担保貸付事業等の効率化

年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。

また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。

第2 事務及び事業の見直し

1 福祉医療経営指導事業

開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成20年3月末をもって廃止することとする。

また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。

さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。

2 長寿・子育て・障害者基金事業の成果普及と効率化

長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。

また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。

優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の上普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。

3 退職手当共済事業の効率化

退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的措置を定めることとする。

5 福祉保健医療情報サービス事業の効率化

福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。

また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。

6 メリハリの効いた組織体制と人員配置の整備

組織及び人員配置については、福祉医療貸付の重点化、福祉医療経営指導事業における経営支援事業の強化等の業務の見直しの方向性を踏まえ、各業務の業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織体制及び人員配置や専門性を有効に活用するための業務連携及び人材育成のあり方について結論を得ることとし、次期中期目標期間において整備を図ることとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における福祉医療機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、福祉医療機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、福祉医療機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 法人の資産の有効活用等に係る見直し

福祉医療機構の保有する資産について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、次期中期目標期間中に見直しを行うこととする。

平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を作成することとされたことを受けて、平成 19 年 12 月 24 日付で「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。

以下は、「独立行政法人整理合理化計画」にかかる前文他、当機構の該当部分を抜粋したものです。

独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 12 月 24 日 閣議決定

・前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来 6 年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、101 の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」という。）を 5 回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を 8 月 10 日に閣議決定した。

8 月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9 月以降、14 回の会議を開催し、49 法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監視委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11 月 27 日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

・各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

事務及び事業の見直し

【福祉医療貸付事業】

福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。

福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。

医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。

【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成 20 年度から運営費交付金を廃止する。

【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】

承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成 20 年度から運営費交付金を廃止する。

【承継教育資金貸付けあっせん業務】

承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成 20 年度から業務を休止する。

【長寿・子育て・障害者基金事業】

長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。

各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。

【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）】

福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。

【心身障害者扶養保険事業】

繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。

組織の見直し

【法人形態の見直し】

貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。

【組織体制の整備】

各業務の業務量を踏まえつつ組織体制及び人員配置の見直しを図る。

運営の効率化及び自律化

【業務運営体制の整備】

業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。

【自己収入の増大】

適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。

【保有資産の見直し】

戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7 件）を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成 20 年 10 月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。

独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査するための講ずべき措置について取りまとめられた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が平成 22 年 12 月 7 日付で閣議決定されました。

以下は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」にかかる前文他、当機構の該当部分を抜粋したものです。

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定

独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成 13 年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどえることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約 10 年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず事務・事業等の無駄を洗い出した上で、制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業が、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査して、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基つき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 研究開発関係

国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。

資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。

国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。

研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

2. 金融関係

民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。債権管理・資金回収を強化する。共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

3. 研修・試験関係

独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

4. 施設管理・運営関係

稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

5. 検査・分析関係

技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

6. 病院関係

診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

7. その他

情報収集・提供

民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

交流・招へい

民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

助成・振興

事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。

中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 不要資産の国庫返納

国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。

不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。

なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

2. 事務所等の見直し

国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。

東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。

海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。

職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。

本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

3. 取引関係の見直し

随意契約の見直し等

各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行する

こととし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

契約に係る情報の公開

独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

調達の見直し

各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。

イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4. 人件費・管理運営の適正化

人件費の適正化

独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与と改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。

ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。

ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。

給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

管理運営の適正化

業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5. 自己収入の拡大

特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。

また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。

出版物の版權、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6. 事業の審査、評価

複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

(別表)「各独立行政法人について講ずべき措置」

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標(資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等)業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
02	医療貸付事業			
03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04	福祉保健医療情報サービス (WAMNET事業)	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報(ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務)に限定することにより、事業規模を縮減する。
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09	【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舍	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金(2787億円)及び戸塚宿舍を国庫納付する。
11		公庫総合運動場、宝塚宿舍ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかを国庫納付する。
12		東久留米宿舍、小金井宿舍ほか	24年度以降実施	東久留米宿舍、小金井宿舍ほかを国庫納付する。
13		政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産(約58億円)を国庫納付する。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

における「講ずべき措置」に対する各府省及び独立行政法人の取組状況の確認として、フォローアップが実施され、平成 23 年 9 月 15 日に行政刷新会議において結果報告がなされ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ結果として公表されています。

以下は、フォローアップ結果のうち当機構の該当部分を抜粋したものです。

「措置状況」の欄は、9 月 1 日時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

1a・・実施期限までに実施済み

1b・・実施期限よりも遅れたが、9 月 1 日時点では実施済み

2a・・実施中

2b・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・その他（実施時期が未到来）

実施中の項目の中で、「一部措置済み」とされているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示す。

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 福祉貸付事業	業務の効率化	23 年度から実施	<p>利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標(資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等)、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。</p> <p>さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。</p>	2a	<p>借入申込の受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいく。(平成 23 年 3 月措置済み)</p> <p>具体的な取組として、</p> <p>審査期間短縮(平成 22 年度目標)福祉貸付 75 日 医療貸付 45 日(平成 23 年度目標)福祉・医療貸付 30 日以内</p> <p>申請書類の簡素化 平成 22 年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出させていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比 30%以上、医療貸付は対前年度比 5%以上の簡素化を図った。</p> <p>融資相談の強化(事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。)</p> <p>また、平成 23 年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇(耐火構造の施設についての償還期間を 30 年以内に延長)、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。</p> <p>東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用電話による特別相談窓口を設置し、土日・祝日の対応や被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図っている。平成 23 年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じている。また、第二次補正予算において、旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)を実施している。</p> <p>さらに、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直しを行うことを中期計画等に明示し取り組んでいる。平成 23 年 4 月から、顧客サポート体制の強化を図るため債権管理部門(管理部)と経営支援部門(経営支援室)の統合や管理部門を再編し、組織のスリム化(部長ポスト 2、次長ポスト 1、課長ポスト 2)を図るなど、業務運営体制の継続的な見直しを行っている。</p>
02 医療貸付事業					

03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。	2a	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度の実施計画の見直しを行った。(平成23年3月措置済み) 具体的には、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、内容の見直しを図り、機構の独自性が発揮できるように改めた。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。	2a	金融機関、民間コンサル等がどのような病院・医療経営指導のノウハウを求めているか等について、平成23年度においては、9月を目的に民間金融機関に対しヒアリング等により、民間の主体が機構のデータ等に対してどのようなニーズがあるかについて調査を行い、2月を目的に具体的な民間へのノウハウの普及のためのプログラム案を検討し、年度末に策定する平成24年度実施計画に反映させることとしている。
04	福祉保健医療情報サービス (WAMNET 事業)	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報 (ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務) に限定することにより、事業規模を縮減する。	2a	国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス (福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載) を廃止し、平成23年4月1日から事業規模の縮減 (22年度7億円、23年度6億円) を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に始め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。	2a	現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、平成23年12月の実施に向けて金融機関等と実務面の調整を行っている。 また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。平成24年度においては、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行う。 なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、元利金返済猶予や専用電話による融資相談として特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。	1a	平成23年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策などの国として行うべきものに限定した助成対象テーマを定め、助成対象事業の要件を見直したうえで募集要領に明記公表した。 また、助成事業の採択に当たっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行った。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。	2a	電子届出システムの利用率の向上のため、未利用者に対する利用案内の送付やシステム利用者アンケートを踏まえたシステム改善を図り、事務処理の効率化を図った。 (電子届出システム利用率： 平成19年度)45% (平成23年度)81%) また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施していく。 なお、東日本大震災において被災された事業者への対応として、掛金の納付期限の延長や専用電話による手続き等の相談として特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

08	心身障害者扶養 保険事業	管理コ ストの 効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も 踏まえ、継続的にコス ト削減等の効率化を 図る。	2a	地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減 (2回 1回)等により経費節減を図った。 また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業 のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注 するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継 続的に実施していく。
09	【経過業務】 承継年金住宅融 資等債権管理回 収業務	管理コ ストの 効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も 踏まえ、継続的に業務 縮小に伴う人員削減 等の効率化を図る。	2a	平成22年4月に1課を廃止し、職員 2名を削 減し、さらに平成23年4月には次長ポストを削減 し、継続して人員削減等の効率化に努めていく。 また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業 のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注 するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継 続的に実施していく。 なお、東日本大震災において被災された利用者へ の対応として、元利金返済猶予や専用電話による返 済相談として特別相談窓口を設置するなど、円滑、 迅速かつきめ細かな対応を図った。

【事務・事業の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置 状況	措置内容・理由等	
10	不用資産の国庫 返納	長寿・子育 て・障害者 基金事業 基金、戸塚 宿舍	22年度中に実施	長寿・子育て・障害 者基金事業基金(2787 億円)及び戸塚宿舍を 国庫納付する。	1a	長寿・子育て・障害者基金事業基金(基金分2787 億円+債券売却益等134億円)は平成22年11月、 戸塚宿舍(2億円)は平成22年8月に売却し、平 成23年3月に国庫納付を完了した。
11		公庫総合 運動場、宝 塚宿舍ほ か	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝 塚宿舍ほかを国庫納 付する。	2a	現物納付に向け、財務省担当財務局と調整中であ り、平成23年度末までに国庫納付(現物納付)を 行う予定。
12		東久留米 宿舍、小金 井宿舍ほ か	24年度以降実施	東久留米宿舍、小金 井宿舍ほかを国庫納 付する。	2a	平成22年度に入居者に対し宿舍の退去に係る説 明会を実施した。
13		政府出資 金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担 保貸付勘定及び労災 年金担保貸付勘定の 不用資産(約58億円) を国庫納付する。	3	業務廃止後、国庫納付を行う予定。
14	組織体制の整備	大阪事務 所管理部 門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の 管理部門を廃止し、事 務所スペースを削減 する。	1a	平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事 務所スペースを削減(150㎡)した。(平成23年4 月1日賃貸契約変更済)

なお、詳細につきましては、内閣官房行政改革推進室ホームページをご覧ください。

当機構では、こうした見直しの趣旨を踏まえ、適切な業務運営に努めるため次期中期計画等に反映させるとともに着実な実施に努めて参ります。

4. 関係会社の状況

当機構が出資している子会社及び関連法人はありません。

5. 役職員の状況

	平成21年度末	平成22年度末
役員数	7名(うち非常勤1名)	6名(うち非常勤1名)
職員数	257名	251名
合計	264名	257名